

2026年6月

令和8年度診療報酬改定  
**疑義解釈資料の送付について(その5)**

(令和8年5月8日保健局医療課事務連絡)

**【栄養関連項目抜粋資料】**



公益社団法人  
日本栄養士会

## 【心不全再入院予防継続管理料】



### 問 7

「B001－10」心不全再入院予防継続管理料の留意事項通知(6)において、「1」を算定した患者が退院し、入院していた保険医療機関と同一の保険医療機関又は当該保険医療機関と特別の関係にある保険医療機関の外来を受診した場合について、「1」を算定した同一月において「2」は算定できない。」とあるが、

- ①「1」を算定した患者が退院し、「1」を算定した同一月に、入院していた保険医療機関以外の保険医療機関(入院保険医療機関と特別の関係にある保険医療機関を除く。)で「2」を算定することは可能か。
- ②「1」を算定した同一月において、当該入院保険医療機関以外の保険医療機関で「3」を算定することは可能か。

### (答)

- ①算定可。
- ②算定可。

## 【心不全再入院予防継続管理料】



### 問 8

心不全再入院予防継続管理料2又は3を算定していた患者が、再入院となった場合、

- ①心不全再入院予防継続管理料1を再度算定することは可能か。
- ②当該患者が退院後、心不全再入院予防継続管理料2又は3の初回算定日をどのように考えるか。

### (答)

- ①算定可。
- ②心不全再入院予防継続管理料2又は3の初回算定日が1年以内の場合、初回算定日は再入院後に変更とならない。当該初回算定日が1年を超えていた場合、再入院からの退院後に初めて算定した日を初回算定日とする。

## 【心不全再入院予防継続管理料】



### 問 9

心不全再入院予防継続管理料2及び3について、6回目までと7回目以降で点数が分かれているが、この回数は患者単位として考え、紹介等で別の保険医療機関を受診した場合は通算されるのか。

### (答)

そのとおり。

## 【心不全再入院予防継続管理料】



### 問 10

心不全再入院予防継続管理料3の施設基準について、「当該保険医療機関が所在する地域において、心不全再入院予防継続管理料1又は2に関する施設基準を届け出ている保険医療機関が主催する「心不全診療に関する 最新治療と多職種連携の意義」についての研修会に参加すること。」とあるが、新たに届出を行う保険医療機関については、当該届出を行う日から起算して1年以内に当該研修会が開催されることが決まっている場合にあっては、当該届出時に研修会等の開催予定日がわかる書類を添付することにより、要件を満たしているものと考えて良いか。

### (答)

よい。ただし、当該届出を行う日から起算して1年以内に必ず参加する必要があること。

## 【心不全再入院予防継続管理料】



### 問 11

同一患者に対し、複数の保険医療機関で同一月に心不全再入院予防継続管理料2を算定することは可能か。また、心不全再入院予防継続管理料3の場合はどうか。

### (答)

当該患者の心不全管理を主に担う保険医療機関を評価するものであり、そのような保険医療機関が別に存在する場合は対象とならないため、算定することはできない。



## 【入院時食事療養等に係る特別食加算(嚥下調整食)】

### 問 22

「疑義解釈の送付について(その2)」(令和8年4月1日事務連絡) 別添1の問143で示された特別食加算(嚥下調整食)の施設基準の責任者要件に係る「嚥下調整食に関する専門的な知識・技術を有する管理栄養士を養成することを目的とした10時間以上の研修」とは、具体的にどのようなものがあるか。

### (答)

現時点では、以下の研修が該当する。

- ・日本栄養士会が主催する「特別食加算(嚥下調整食)に係る研修会」
- ・日本健康・栄養システム学会が主催する「特別食加算(嚥下調整食)対応:適切な嚥下調整食提供のための研修」

## 【入院時食事療養等に係る特別食加算(嚥下調整食)】

(疑義解釈資料の送付について(その2)令和8年4月1日保健局医療課事務連絡)の訂正)



### 問 143

特別食加算(嚥下調整食)の施設基準の責任者要件に係る「嚥下調整食のテクスチャーや調理方法等に関する実習を伴う適切な研修(嚥下調整食に関する専門的な知識及び技術を有する管理栄養士が、研修内容に関与している場合に限る。)」とは、具体的にどのようなものがあるか。

### (答)

現時点では、日本摂食嚥下リハビリテーション学会及び日本栄養士会が共同して認定している「摂食嚥下リハビリテーション栄養専門管理栄養士」に係る研修が該当する。

また、上記のほかに、嚥下調整食に関する専門的な知識・技術を有する管理栄養士を養成することを目的とした10時間以上の研修であり、以下の(1)から(3)までの要件を全て満たすものが該当する。

- (1) 嚥下調整食に関する一定の知識と経験を有する管理栄養士を対象としていること
- (2) 研修内容の監修や講師として、摂食嚥下リハビリテーション栄養専門管理栄養士が関与していること
- (3) 下記の内容を含む実習を5時間以上行うこと
  - ① 嚥下調整食のテクスチャーを学ぶための実食
  - ② おいしく安全な食形態で適切な栄養量を有するし、見た目にも配慮した嚥下調整食の調理方法(調理実習については、参加者ごとに実施するものであること)
  - ③ 自施設で提供している嚥下調整食の振り返り

疑義解釈資料の送付について(その5) (令和8年5月8日保健局医療課事務連絡)